

## 欠損金の繰越控除を活用しよう

税理士・CFP 山下大輔

会社が青色申告を選択すると税務上いくつかのメリットを受けることができます。その最大のメリットといえるのが欠損金の繰越控除です。欠損金とはいわゆる会社の赤字です。会社は利益を追求して経営を行っていくわけですが、時には大きな赤字となってしまうこともあるかもしれません。欠損金の繰越控除ができるのは7年間という限られた期間です。この期間に対策を行うことで税負担を抑え会社の体力を維持することができます。

### 欠損金の繰越控除とは？

会社の欠損金を7年間繰り越しできるということはどういうことでしょうか。たとえばある会社が前々期に800万円の赤字を出し、前期も300万円の赤字となってしまったとします。当期に1000万円の黒字となった場合、過去2期の赤字1100万円(800万円+300万円)を当期1000万円の黒字と相殺できるのが欠損金の繰越控除と呼ばれるものです。繰越控除により当期の黒字は1000万円から0になります。この場合当期の法人税はかかりませんし、住民税、事業税(所得課税)もかかりません(ただし、住民税の均等割はかかります)。また翌期以降も赤字1100万円から黒字1000万円を差し引いた100万円を繰越することができます。仮に翌期に100万円の黒字があれば繰越欠損金100万円と相殺することができます。この欠損金の繰越控除は7年間と期間が限られていますので、この期間に赤字を黒字と相殺できるかどうか勝負がかかっています。ここで具体的な例を見ていきましょう。

#### A株式会社(資本金1000万円)

- ・代表取締役社長BはA社の株主でもある。株式の出資持分は100%。
  - ・会社設立時より青色申告者である。
  - ・設立より毎年黒字であったが、最近の不況により前々期300万円の欠損、前期600万円の欠損となった。
  - ・運転資金のためA社は代表取締役Bより1000万円を借入している(前期末残高)。
  - ・代表取締役Bは1500万円の役員報酬を前期まで毎年得ていたとする。
- ※社会保険については考慮しない。

A株式会社の欠損金は900万円あります。この赤字を当期でどのように利用できるかを前期の決算申告が終わった時点で検討する必要があります。前々期、前期ともに赤字ですので、法人税はかかっていません。ただし、Bは毎年1500万円の役員報酬を得ています。赤字のためA社は前々期、前期ともに法人税を支払っていないのですが、役員報酬にかかる所得税と住民税をB個人は支払っています。仮に法人税がかからず、役員報酬の所得税、

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

住民税を最低にするには前々期の役員報酬を 1200 万円、前期の役員報酬を 900 万円にすればよかったわけです。ただ役員報酬を期の途中で変更することは基本的にできませんし、業績をすべて予測することは難しいことでもあります。A株式会社のように株主も経営者も同じ小規模な会社の場合、両者のメリットを考えると会社の税負担と同時に個人の税負担も考慮しなければ意味がありません。

### 社長の給料が 0 円！？

前期の決算が終了し当期の予想を顧問税理士と検討しました。ここで税理士は社長 B の役員報酬を 0 とすることを提案しました。社長は当然この提案に驚きますが、これにより毎月の所得税の負担がなくなり、翌年の住民税も少なくすることができると説明されました。さらに社長が会社に貸し付けている 1000 万円を毎月の役員報酬の代わりに会社から返済してもらった提案を受けました。社長もこの提案に納得し、資金繰りに余裕が出た月に会社から貸したお金を返済してもらうことにしたのです。役員報酬には所得税、住民税がかかりますが、借入金の返済は貸したお金が返ってくるだけですから税金は当然かかりません（利息を取る場合は別です）。これにより当期は前期並みの業績でしたが役員報酬を 0 としたことにより 800 万円の黒字となり、前 2 期分の繰越欠損金 900 万円と当期の黒字を相殺することができました。それにより当期の法人税の負担がなくなり、社長個人の税負担も少なくすんだのです。

この設例は極端な例ではありますが、欠損金の繰越控除を限られた期間にいかにも利用するかの一例です。役員報酬の変更以外にも、たとえば含み益のある会社の資産を当期に売却して利益を計上し、過去の赤字と相殺するなどいろいろな方法が考えられます。